



審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（議長）

只今より、平成26年度第2回和泉市男女共同参画審議会を開催します。

案件1「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の骨子・計画体系（案）の検討について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局から説明）

案件1について、第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の概要及び体系図について説明

（議長）

施策のあとに事業があるわけですが、事業については次回審議の予定ということです。今日は、体系図の骨格と部分と基本理念について審議を行います。

まず、資料3の資料1、2の質問・意見の中で協議が必要な部分を審議していきたいと思います。

資料1の質問1、「めざす姿という表現」について委員の方々の意見をいただきたいと思います。

（委員）

「姿」という言葉を使うと、「めざしている、その姿」なのか、「めざす方向」なのかがわかりにくいと思います。

（議長）

市は「方向性」という意味で使っていますが、「めざす方向」または「基本理念」でよいでしょうか。

（委員）

「2. 計画のめざす姿と基本理念」は、「基本理念」だけでいいのではないのでしょうか。

（議長）

他にご意見はありませんか。

（委員）

「姿」という言葉はファジーな感じはしますが、基本理念は条例から7項目挙げており、7項目の総体として目標を掲げるということですが、前回までは「新しい文化の創造」という言葉が使われていましたが、はっきりと「男女平等社会の実現」という言葉が使われています。「めざす姿」というのは、目的あるいは目標であり、掲げることは大切なことだと思います。

（委員）

本プランでは条例の7つの基本理念が掲げられていますが、それをまとめたものが「個人の尊厳を重

んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現」だと理解しています。

「めざす姿」という表現にあまり抵抗はなく、いいと思います。

(議長)

基本理念をまとめたものがあつたほうがいいのかというのは、皆さん同じ意見だと思いますが、表現については、「めざす姿」がいいのか、「基本理念」だけでいいのか、あるいは別の言葉がいいのか、ご意見はございませんか。

(委員)

スローガンみたいなものですね。

(委員)

基本理念の総体が「めざす姿」なので、基本理念だけでよいのではないのでしょうか。

(委員)

基本理念と言い切ってしまうと大きすぎるので、このままでよいと思う。

(議長)

今のままでいいという意見と、基本理念だけでいいという意見が半々ぐらいで、判断が難しい状況です。他にご意見はないのでしょうか。

(委員)

基本理念は条例の第3条に掲げているのでゆるぎようがないと思います。7つの基本理念の方向性をまとめたものが「個人の尊厳を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現」だと思います。大阪府は「方向」と明記されていて、以前のオアシスプランには「姿」という言葉が割と使われているのであまり違和感はないですが、今回行動計画の基本的な冊子を作るにあたっては「めざす方向」を打ち出してもいいのではないのでしょうか。

(議長)

めざす姿、めざす方向、基本理念と3つの意見が出ましたが。

(委員)

基本理念は条例でうたっているんで、基本理念は入れたほうがいいのかと思います。「姿」は単に体裁を整えるような要素があり、それさえ整えたらいいのかと思えますので変更してはどうでしょうか。

(委員)

「2. 計画のめざす方向と基本理念」としたらすっきりすると思います。

(議長)

「めざす方向」でもう一度検討してはどうでしょうか。

(事務局)

「めざす方向」で検討いたします。

(議長)

資料1の質問3、「めざす姿「・・・男女平等社会の実現」とありますが、「・・・男女共同参画社会の実現」とするべきではないでしょうか。また、体系図でも「男女平等」とあるが、「男女共同参画」にするべきではないか」について意見をいただきたいのですが。

(委員)

「男女平等社会の実現」は、「現在不平等社会にあるから平等社会を実現しましょう」というふうに読めます。参考資料の追加意見をご覧くださいませでしょうか。今、安倍総理が打ち出している「ウイメンオミクス」はまさにこれがピッタリする言葉だと思うが、こういう表現は非常に曖昧な表現で、私はあまり好みません。

(参考資料の追加意見について説明)

したがって、「男女平等社会の実現」は不相当だと思いますので、「男女共同参画の実現」に変えるべきだと思います。

(議長)

めざす方向性の中身についての意見ですね。皆さんの意見をおうかがいしたいのですが。

(委員)

「等しい人格的価値を有すること」が平等の本来の意味です。今この地域で、女性が男性よりも劣後した人格だと思っている人はいないと思います。

(副議長)

男女共同参画社会基本法はできるまでかなりの年月を費やして審議されました。本来ならば、男女平等社会をめざすための法律、男女平等法を作りたかったのですが、なぜ男女共同参画社会になったのでしょうか。私は今の世の中が男女平等であるとは思っていません。現に、女性たちは女であるがゆえに自分のやりたいことが実現できる社会にはなっていないと思っています。私の時代もそうだったのですが、いまだにそれは変わらないことを実感しています。男女共同参画社会というのは、男女平等社会を実現するためにいろんなところに女性を入れましょう、物事を計画するところに女性を入れましょうということです。

かつては男女が同じ所に参加することだけは許されましたが、発言は許されなかったですし、今もっ

地域社会では、私の地元でもそうです。地域の集まりの所では、女であるということで、なかなか役には就けないのが実態です。男性でなければまとめられないという慣習が残っており、女性がある場に行くのは難しいのが実情です。

そういう意味で、本当の男女平等社会をつくるために、物事を決める所に女性も入れていき、女性の実力を示し、なおかつ女性の地位を上げていこうということで、「男女共同参画社会」という言葉が出来たと理解しています。「男女共同参画社会」というのはかなり造語だと思っていますが、いろんなところで話をするたびに「男女共同参画社会」についての説明に大変苦慮いたしました。男女平等についてはスッと受け入れられますが、男女共同参画社会については「何だそれは？」となります。男女共同参画とは、男女平等社会をきちんとつくるための一つの方法であり、めざすものは「男女平等社会」だと思っています。したがって、「男女平等社会」という言葉は大事だと理解しています。

(委員)

平等の捉え方の問題だと思います。今のご意見を聞きますと、機会均等の問題であると思います。本来これが一番マッチする表現ではないかと思えます。平等概念ではないと思えますが。

(副議長)

今現在、男女平等でないと思っている人はいないと言われますが、皆さんはどう思われていますか？

(委員)

私は 40 数年企業社会の男社会にいましたが、男性優位ですべて男性が意思を決定していくという社会だったので、男女平等という意識は全くありませんでした。退職して地元に来て約 10 年が経ち、いろんな活動に参加していますが、副議長が言われたように、男女不平等だと思っています。同じ権利を女性は受けていないことをいろんなところで遭遇してきました。和泉市が悪いとか、誰が悪いということではなくて、日本社会全体がまだまだそういうのをひきずっていると感じます。確かに平等や平等権の意味を読むと、どうかなという気はしますが、現実には世の中は、男女不平等だと思います。

(委員)

ご指摘のように不平等という面では、たとえば企業においても政治の場面においても、女性が参画している部分は非常に少ないです。不均等といえば不均等ではありますが、平等の定義からしましたら、男女平等社会の実現というのは非常に問題がある表現だと思います。この計画は 10 年計画です。今後、外国人がどんどん増えてくると思いますが、外国人が「不平等」という言葉を聞いたら驚愕すると思います。特に欧米人は「この和泉市域においてはいまだに男女不平等なのか」と理解されます。基本理念にも「国際的動向への配慮」とあるように、スローガンを国際的に配慮する必要があると思います。

(委員)

国際的に配慮するのであれば、むしろ男女平等社会を打ち出すべきです。国際的から見たら、日本はずいぶん遅れていると思います。

(委員)

それは不均等なだけだと思います。

(委員)

不均等も不平等の一つですし、それ以外の不平等もたくさんあると思います。

(委員)

アメリカでは、不均等社会、女性の進出が非常に遅れているという表現は使っていますが、不平等という言葉はどこにも使っていません。平等の概念が違うからだと思います。なぜ「男女共同参画」にしたのかという辺りを考えていただければわかると思います。

(議長)

めざす方向性の話での重要な部分であると思いますので、他の委員の方からもご意見をいただきたいと思います。

(委員)

男女共同参画社会基本法の英語は、“Gender Equality Law”です。Equality、つまり平等ということです。

第1次安倍内閣の時に男女平等法をつくりたいと思っていましたが、男も女もトイレは一緒なのかとか、風呂も一緒なのかとか、非常に極端な意見が出るなど、男女平等に対する反感がとても強かったと思います。

そこで生まれたのが、言葉は悪いですが、とりあえずは社会に男も女も共同に参画しましょうということが、「男女共同参画」という言葉だと思います。しかし、国が言いたいことは“Gender Equality”です。これが欧米に対して我々が発している言葉であると思います。「平等社会をめざす」というのが、国の方針であり、和泉市もその考えに則って、“Gender Equality”の基本条例を制定したと思います。

もう一つは、「機会を与えればいい」というのは確かにそうですが、「機会をやる」と言われましても、女はいろんな社会的なしがらみや固定観念があります。和泉市の条例を作る時から問題になっていましたが、「男はこうすべき、女はこうあるべき」とか、「男は外で働き、女は家事」とか、固定的な役割分担意識があると、どんなに機会が与えられても女たちは行使できないと思います。そこのところを改善していこう、つまり固定的な役割分担意識をとりあえずなくそう、というのが、10年前の行動計画で

あり、条例の基本的な考え方だと思います。じゃあ、どうすればみんなが同じように機会が与えられるかといいますと、男であろうと女であろうとその個性や能力を活かせる社会、これを男女平等と位置づけ、それを実現すれば、機会均等が実質的な平等になるだろうと考えます。

(委員)

意識の改革の問題にしても、社会参画の問題にしても、推進する中身はおっしゃる通りです。ただ、今議論すべきことは「男女平等社会の実現」という言葉がいいのかどうかです。

(委員)

今議論すべきことは、それ以外にないと思っていますが。

(委員)

そういう表現をしますと、今の和泉市域は不平等社会であると理解されると思います。不平等という表現が正しいのかという問題を提起しているのですが。

(委員)

平等の定義の問題です。平等の意味は「すべての個人が身分・性別などと無関係に等しい人格的価値を有すること」です。今の和泉市域において、女性のほうが人格的価値が低いのでしょうか。人格的に女性のほうが劣っているのでしょうか。そんなことはないと思います。この日本が今男女平等な社会だと思えてますでしょうか。

(委員)

男女が平等ではない部分はあると思いますが、人格的には劣ってはいないと思います。人格的には全く一緒なので、人格が重んじられる社会をつくろうということです。男性の人格と女性の人格があらゆる社会の構造の場面、地域社会の場面でも、PTAの場面でも、就労の場面でも、重んじられている構成にはなっていないと思います。だから「男女平等社会を実現しましょう」という形でうたっていると

(委員)

今、政府が女性の社会進出を一生懸命推進していますが、どんな報道を見ても「男女平等」という言葉は全く使っていません。不平等社会であるならば、なぜ男女平等施策を進めようということにならないのでしょうか。そこが問題であると思います。

(委員)

男女平等ならば、機会があれば本来同じ数になるはずです。

(委員)

平等と絶対平等とは違うと思います。平等とはフィフティフィフティではないと思います。

(委員)

では、どういう社会が平等なのでしょう。

(委員)

平等社会とは、等しい人格的価値を有する社会のことだと思います。

(委員)

たとえば、女性がこんなふうになりたいと言った時に、それが実現できる社会は理想的な社会ではないのでしょうか。

(委員)

それは意味が違います。自分の努力がなければ駄目だと思います。

(委員)

女性は努力をしていないと言うのでしょうか。

(委員)

機会均等が問題だということです。そこに格差があり、差別があるから、今の状況になっているのだと思います。

(委員)

機会に差別があるということは、平等ではないということではないのでしょうか。

(委員)

差別と平等は別であると思います。

(委員)

最初に戻りますが、提言については、「男女平等」を「男女共同参画」に置き換えるべきだということですが、それについては冒頭で男女共同参画社会についてうたっています。

ところが、男女共同参画というのは非常にわかりにくい言葉であると思います。男女共同参画は単なる共同であると思います。そこにみんながいて、男女が集まって、参画して、共同して、計画立案をして、意見をかわそうということですが、その場で男女が平等に発言できているかどうか問題だと思います。審議会などの大事な場面に、人数的に男女の人数を合わせたらいいという問題ではないと思いますが、本当に男女が平等に参画できているかということだと思います。ですから、うたい文句は「男女共同参画」だが、その中身は「男女平等と一緒に参画しましょう」ということであると思います。平等の概念はわかりますが、平等の概念を持ってくるとめざす方向がぼやけてしまうと思います。



(委員)

平等の概念から外れてしまったら、議論にはならないと思います。フィフティフィフティが平等なのかということになってきたら、全く平等の概念が違ってくると思います。たとえば、どんな場面でも男女がフィフティフィフティにしないといけないというのが平等であると定義すれば、平等概念が違ってくると思います。

(委員)

何がどう違ってくるのでしょうか。

(委員)

絶対平等は平等ではないということです。

(委員)

抽象的なので、もっと具体的に説明してほしい。

(委員)

何でも男と女を同じ数にしないといけないとおっしゃいますが、それは平等の概念とは違うと思います。

(委員)

機会均等とおっしゃるから、フィフティフィフティだと言っているのです。

(委員)

機会均等とは、たとえば、女性がそれなりの力を持って参画したいということであれば参画できる社会をつくっていくことです。国会は議員を男女同数にしないといけないとか、市の職員は男女同数にしないといけないとか、これがフィフティフィフティということですが、平等とはそういう問題ではないと思います。

(委員)

では、どういう問題なのでしょうか。1割でもいいのでしょうか。

(委員)

先ほどから言っていますように、人格権として劣後するような社会であれば不平等社会であるから、平等を実現しましょうということになりますが、ここで議論するのはそんな問題ではないと思います。

(副議長)

この社会が平等だと思っておられるのでしょうか。

(委員)

平等の定義からすれば、平等だと思っています。

(副議長)

しかし、女性はほとんどが平等だと思っていないと思います。「意識の問題」が問題だと思います。

(委員)

それは不均等であるということではないでしょうか。

(副議長)

「男女平等社会の実現を掲げると和泉市は男女不平等であると言っているようなもの」とおっしゃいますが、男女不平等の現実があるから、男女共同参画社会基本法があり、審議会があり、条例があるわけです。男女平等を実現するために、今、私たちは審議しているのです。

(委員)

今の国の動きを見ると、「ウィメンミクス」という言葉が出てきました。これはどういう意味なのでしょう。

(副議長)

やり方としては私たちは本当に男女平等だとは思っていません。働く女性がどれだけマタニティハラスメントを受け、なおかつほとんどの女性が結婚するのを諦め、子どもを産むのを諦めて働いていると思いますか。子育てをしながら働き続ける、キャリアを持った女性がほとんど結婚しないで、男性並みに働いています。そういう人たちがどんどん登用されているだけで、これがどうして男女平等社会と言えるのでしょうか。

(委員)

では、どういう社会が男女平等社会なのでしょう。

(委員)

必ず男女半々にするというのではなくて、女性も力をつけられる状況になることです。しかしながら、今はそういう状況になっていないと思います。たとえば、企業でも女性には研修機会がほとんど与えられていないのが現状です。ほとんどの人は最初から一つの駒として見られているのが現状です。そういう意味では、女性も力をつけなければいけない、そのためにいろんな機会も与えられなければならないということです。

(委員)

そのための施策を参考資料の中で5項目提示させていただいているわけです。

(委員)

参考資料の中で示しておられる5項目は、女性に機会を与えればいいという言い方に感じます。男女共同参画や男女平等といいますが、今までは男が働き過ぎであり、今も間違いなくそうなので、ワーク・ライフ・バランスという考え方がありますが、女が社会進出するためには、今までの男の働き方も考え直すことも含んでいます。女性はもっと力をつけるべきだというのはご指摘の通りですが、このままだと男の人と同じになってしまうと思います。そうではなくて、男の人も自分の働き方、あるいは人生の内容、生き方を考え直しましょう、お互いに社会や家庭をつくっていきましょうというのが、男女共同参画の考え方であると思います。

(委員)

ワーク・ライフ・バランスは非常に重要だと思っていますが、その問題と今言われていることはちょっと違うと思います。2つ目にダイバーシティ社会の構築と書いてありますが、それをするによって女性の進出が非常にしやすくなり、男性ばかりが長時間労働をするような状況も潰れてくると思います。不平等社会という概念で捉える問題ではないと思います。

(委員)

一人ひとりの人間が平等で、一人ひとりが同じ重さで大切と考えてくださっているのは立派だと思いますが、女性には本当に平等な社会ではないという現実があります。だからこそ、男女共同参画社会実現のための努力が必要であり、めざすところは男女平等社会だと思います。

(委員)

国は「男女平等社会の実現」とは言っていません。なぜ言っていないのかをもう少し考える必要があると思います。今が男女不均等社会であるというのは、十分理解しておりますし、実際に差別もあると思います。ただ、それがこの(案)で言うところの平等、あるいは平等権の概念で捉える内容ではないということです。可能でしたら法的な観点から意見を賜りたいと思います。

(議長)

議論が続いていますが、他にご意見はございませんか。

(委員)

「人格権」という言葉が使われるかと思いますが、一人の人が人格を持つ人間として、女性についてそれが劣っているという考え方は明らかに間違いだというのは誰もが納得できることです。人は生まれながらにして社会的に生存する権利であり、基本的な人権がしっかりと守られている状況を指すのだと思います。ただ、男女平等という観点で捉えてみると、それは和泉市だけの問題ではなく、国も、世界も、国連でも、男女平等というのは大きな問題になっています。女性が明らかに不利益を被っている社

会であるというのは、平等の概念の捉え方が違うから違うとおっしゃっていますが、機会の均等を与えたら解決することでもないと思います。確かに均等になっていないので、「女たちもどんどん社会に進出したらいい」「進出する門戸を開いているから来い」と言われましても、行けない状況は男性とは違うと思います。目に見えている女性への社会的な排除だけではなく、今までずっと生きてきた歴史の中で男性たちに優遇してきたことについて、それは女性に不利なのかを事細かに書いて解決していこうというのがこの計画ではないかと思います。

(委員)

今の実態を見たらその通りですが、それが阻害している要因になっております。その阻害要因をどうなくしていくかが審議会の役割です。しかし、それと平等社会とは別だと考えます。

(委員)

それが平等につながっていくと思います。

(委員)

社会進出なり、女性の活躍を阻害している要因がいっぱいあり、それをどうやって解消していくのか、改善していくのか、それがこの会議の役割だと思います。

(委員)

総体としてそれが男女平等社会の実現である。

(委員)

まとめた言葉としてはそうだと思います。

(委員)

平等概念が違うと思います。

(委員)

この問題だけ議論していたら進まないの、保留するか、多数決で決めてはどうでしょうか。

(議長)

男女平等でいいという意見が多数のようですが、保留といたします。

次に、資料2の質問2、基本目標の表現について、目標の主語がよくわからないという意見がございますが、市の考え方は、和泉市が主体となると考えて表現を変えたというこですが、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

資料2と資料2-2を見比べながら見ていただけますでしょうか。現行計画は重点目標を「〇〇の推

進」としっかりと推進していくということを打ち出しておりましたが、新計画は表現を柔らかくし、市民や市の担当部局の職員、事業者の方が見た時に、理解しやすい言葉に置き換えております。市としてはできるだけわかりやすい表現で策定して参りたいと思っておりますので、その辺も含めて協議をお願いいたします。

(議長)

何かご意見はございませんか。

(委員)

資料1に対する質問の9について、まず、意見の1行目の「現行条例」は「現行計画」に訂正してください。現行計画で5項目あった重点目標が、新計画では2・4が一つになって「男女平等の参加・参画で社会を活性化する」となっています。経済フォーラムの男女平等度を示す指標を見ると、日本は世界的に見たら男女平等度はとても低く105位とどんどん下がってきています。その大きな要因の一つは女性の社会参画であり、意思決定の場に女性が少ないこと、もう一つは就労のあり方です。そういう状況にあるのに、目標を1つにまとめるのは、市の考え方に納得できません。もう一度説明していただきたいと思えます。

(事務局)

新計画の基本目標に関しましては、意識、行動、基盤づくりという考え方を持っております。基本目標1は意識の分野、基本目標2は行動の分野として意思決定の場への女性の参画や女性への就労支援など、基本目標3は基盤づくりとして「自立を支えあうまちづくりを推進する」ということで、大きな柱を3本掲げております。

(委員)

集約して1つにしたわけではなく、具体的施策がきちんと入るならそれでよいと思えます。

(委員)

基本目標の表現について、現行の行動計画では「推進」ということで一歩下がったところでしたが、新計画では、たとえば基本目標1は「男女平等の意識を育む」というように決意が感じられるのでいいと思えます。ただ、基本目標3については、「多様なライフスタイルを認め合う」から「自立を支えあうまちづくりを推進する」に置き換え「推進」が残っていますが、「自立を支えあうまちづくり」としてはいかがでしょうか。

(事務局)

資料2の質問2でご指摘があったように、体言止めになるので、事務局としても考えるところでござ

います。

(委員)

体言止めになるので動詞を持ってきたわけだが、もう少し積極的な言葉を考えてほしいと思います。

(議長)

その件については事務局で検討をお願いします。

次に、資料2に対する質問6、「性同一性障がいなどの人権配慮」は計画のどこに位置づけられているのか事務局、説明をお願いします。

(事務局)

子どもに向けては、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め人権啓発は必要と考えており、基本目標Ⅰの「(3) 学校における男女平等教育の推進」の施策の⑤と⑥をまとめ、改めて「男女平等教育の推進」という施策を掲げ、この施策における事業の中で性的マイノリティや性同一性障がいに関することを入れていきたいと考えております。

大人に向けては、当初は基本目標Ⅲの「(1 2) 生涯を通じた心身の健康づくり」の施策2 7「生涯を通じた心身の健康保持・増進」で性的マイノリティを入れることを考えておりましたが、人権の問題なのでここで入れるべきではないという委員のご意見も踏まえまして、基本目標Ⅰの「(1) 男女平等意識の浸透」の施策③として「性同一性障がいなどの人権配慮」を新たに設け、性的マイノリティに関する事業を入れていきたいと考えております。

(議長)

このことについて、ご意見はございますか。

(委員)

性同一性障がいは、入れていただきたいが、性同一性障がいは、100人の性的マイノリティの方がいれば100のケースがあると言われるぐらい様々なので、ひとくくりにするのはどうかと思います。性同一性障がいは、障がいと認定されると手術に保険が適用されるのでいいと言う方もおられますが、障がいではないという認識をお持ちの方もおられます。ただ、性同一性障がいは障がいとして認められておりますが、同性愛などのそれ以外の性的マイノリティについては法的に認められていないので、そういうケースにも配慮する必要があると思います。

(議長)

性同一性障がいについては施策として掲げ、具体的な事業の中で配慮をしていく必要があると思います。表現は変えたほうがいいのかどうか、いかがでしょうか。

(委員)

性的マイノリティのほうがいいと思います。

(委員)

そのほうがいいと思います。

(議長)

表現を変えたほうがいい、新しく加えた方がいいという意見が出ましたので、事務局は、検討していただきたいと思います。

(事務局)

専門的なことでもありますので、基本理念の「7性同一性障がい者等の人権の配慮」と合わせながら検討していきたいと考えております。

(議長)

資料2の質問7と質問8について、事務局は、ポジティブ・アクションを消した理由について、説明をしてください。

(事務局)

現行動計画では、施策⑫に「ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の推進」を掲げております。計画では「ポジティブ・アクションの推進」（41頁）に「①行政運営のあらゆる分野にポジティブ・アクションの考え方を導入し、男女共同参画を推進する」（担当部署は関係各課）、「②女性人材リストの充実と活用を図る」（担当部署は関係各課と男女共同参画課）、「③女格差のある領域については是正のための特別な研修を実施する」と言葉としては掲げており、第3期行動計画における体系図では⑭～⑰がポジティブ・アクションにあたります。ただ、ポジティブ・アクションという言葉自体がなかなか浸透していないというのも現実ですので、施策としてしっかり掲げる必要があると考えております。しかしながら、現行動計画では、施策⑫に「ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の推進」が、他の施策と重複している部分が多くございます。今回の第3期行動計画では重複しているところはできるだけまとめたいと考えております。ただ、施策としてポジティブ・アクションを残すかどうかにつきましては審議していただきたいと思います。

(委員)

いろんな形で機会が開かれていってはいるが、なかなか男女平等に至っていない現状を見ますと、今こそポジティブ・アクションは必要だと思います。一つの例として、この審議会に意見を出させていただきましたが、和泉市の条例においても、国の男女共同参画社会基本法でも、定義としてポジティブ・

アクションが記載されています。そういう意味では、これをなくして男女平等社会の実現は遠いのではないかという思いも込めて、ポジティブ・アクションという言葉が体系図に入れておいたほうが良いと思います。

(委員)

私も残したほうが良いと思います。市の場面だけではなく、企業体などあらゆる場面でポジティブ・アクションという考え方をとっていただきたいと思います。

(委員)

ポジティブ・アクションについては、厚労省が非常に力を入れています。用語の意味がわかりにくいという意見がございまして、使うべきかどうかの問題だと思いますが、この施策は非常に重要だと思います。

(議長)

ポジティブ・アクションは残したほうが良いという意見が多いので、事務局は、残す方向で検討していただきたいと思います。

次に、資料2の質問26について、事務局は、子ども・男性・高齢者という「くくり」について分けた理由を説明してください。

(事務局)

国では、子どもや男性にとっての男女共同参画が新たな施策として打ち上げられています。和泉市におきましても、子どもや男性にとって男女共同参画は必要と考えております。子どもにとっての男女共同参画としましては、基本目標Ⅰの「(3) 学校における男女平等学習の推進」の中で、次世代を担う子どもたちへの男女平等教育を進め、それを教える教職員のジェンダー育成、保護者に対しての家庭教育などが必要と考えております。また、男性にとっての男女共同参画としましては、「(5) 男性にとっての男女共同参画の推進」ということで考えおります。このように男性と子どもで施策の方向を分けたほうがわかりやすいと考えております。

(議長)

「子ども、男性」というくくりで施策ができないか、というご意見だったと思いますが、今の説明についてはどう思われますか。

(委員)

国にならったらいいと思います。高齢者については、意識調査の中でも高齢者に対する施策が問題になっていたと思いますが、高齢者だけを取り上げると社会福祉の分野と重なるということでしょうか。



(事務局)

高齢者につきましては、できるだけ事業の中で精査していきたいと考えております。男女共同参画を進めることにあたっては、必要なところは事業の中でしっかりと入れていきたいと考えております。

(委員)

おそらく、あつという間に貧困の高齢女性が激増すると予想されます。そのための対策は非常に大きな課題なので、そのための施策はどこにあるのでしょうか。施策21に「女性と高齢者等に思いやる防災体制の整備」があるが、これは防災対策としての施策であると思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

高齢者につきましては、基本目標Ⅱの「(9) 男女共同参画で進める地域づくり」の施策22「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるまちづくり」、意識については、基本目標Ⅰの「(4) 地域における男女平等学習の推進」で年齢は分けておりませんが女性のエンパワメントに重きを置いております。

(議長)

事務局としましては、当初の(案)では外国人に特化していたのを「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるまちづくり」と修正したということです。

資料2の質問28、自殺予防を入れるべきではないかという意見についてはどうでしょうか。

(委員)

和泉市男女共同参画推進条例第3条の中の基本理念(6)に「男女の生涯にわたる健康な生活への配慮」を掲げています。それを受けて新計画の体系図には施策の方向として「(11) 自立した暮らしのための支援」、「(12) 生涯を通じた心身の健康づくり」がありますが、一番重要な自殺の問題が抜けています。この施策を進めるためには自殺対策を最重点に置くべきだと思います。

(事務局)

自殺対策については施策の中では掲げておりませんが、事業の中でしっかり盛り込んでいきたいと考えております。

(委員)

今回は自殺対策について、相談の強化に限定されていましたが、男女共同参画の中で積極的に自殺対策をすれば何があるのかということで、参考資料の「平成25年中における和泉市の自殺の内訳」をご覧くださいませか。全国的に自殺について、ここ2年は3万人を切っており、減少傾向にありますが、和泉市は若干女性が増加しています。女性の自殺者の内訳は、40歳代以上の年齢が多くなっています。同居人の有無と年齢別のクロス集計はしていませんが、同居人がある人が大半を占めています。

自殺の原因は、健康問題が一番多いと思います。うつが多く、特に女性の場合は不定愁訴が非常に多いと思います。今までは相談で支援していましたが、相談相手は家族が大半で、次いで友人、相談機関に相談するのは本当にギリギリの状態になってからと考えられます。ここで自殺対策と銘打たなくてもいいと思いますので、施策の中で、「不定愁訴の早期対応」とか具体的施策の中で掲げていってはどうでしょうか。また、「(12) 生涯を通じた心身の健康保持・増進」の中に、更年期とか、40歳代からの不定愁訴などの早期対応などを入れて取り組んでほしいと思います。

男性の自殺については、かつて企業が「人を雇うよりも残業させたほうが安上がりだ」と言ったように男性の残業が背景にあると思います。男性の残業は「男性が稼ぐ」という役割分担意識の強い現れだと思います。労働分野でもワーク・ライフ・バランスを施策として具体的に入れるとか、自殺対策そのものを柱に掲げなくとも施策の中で具体的に入れたらいいと思います。

(議長)

施策の事業の中で具体的に入れてほしいという意見です。事務局としても入れる方向で検討していただきたいと思います。

(委員)

資料2の質問27、ダイバーシティについての市の考え方は「女性の就労支援に特化し、取り組んでまいりたい」とあるが、なぜ女性に特化するのでしょうか。

(事務局)

ダイバーシティとは、「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことであると考えております。就労の分野で、国籍、年齢などを除いて国際的にもダイバーシティを入れていくべきだと思いますが、本市では女性の就労支援がまだできていない中でそこまで計画として入れても実行できるものなのか、と考えております。10年計画の中で5年目に改定したいと考えておりますので、その中で女性の就労がかなり進んできましたら、その時点で考えてみるというのも一つの方法かと考えております。本市におきましては、第2期の行動計画以降の女性の就労は、若干底上げはされてきていますが、今もM字曲線のままで、ここを男性と同じように台形の曲線に持っていきたいと考えており、女性の就労に関しては特化して取り組むべき課題と考えております。

(委員)

固定的な就労観があるというわけですが、それは女性だけの問題ではなく、むしろ男性も含めてやっ  
ていかないと進まないと思います。施策としてこういう手を打つということでもいいというわけで、こと  
さら「女性の就労支援に特化する」を入れる必要はないと思います。男性のダイバーシティを進めない

と女性のダイバーシティは進まないというのが私の考え方です。

(議長)

ダイバーシティについてはもう少し検討していけばいいと思います。他にご意見はございませんか。

(委員)

資料2の質問21、防災体制の整備について「女性や高齢者等に思いやる防災体制の整備」と修正していますが、防災体制は女性や高齢者等を“思いやる”という段階ではないと思っています。防災体制そのものを築き上げるところに女性や高齢者やいろんな方がいない限り、防災体制がきちんと整うことすらできないと思っています。阪神淡路大震災、東日本大震災を含めて、大きなテーマとなって残されている課題として提示されている中、男女平等を進めていく計画なので、少なくともこの計画ではその主体として「女性」を明記すべきであると思います。私は、「女性が主体となる防災体制の整備」と提案しましたが、「女性も」という形でもかまいませんし、そういう意思表示はしていただきたいと思います。

また、資料2の質問5、苦情処理について行動計画に盛り込むことはできないかと、意見を書かせていただきましたが、条例で厳格にうたっているという考え方が示されています。和泉市だけではなく、ここで暮らしながら男女平等でないということを感じた時に、しっかりとそのことを訴えていく場所、訴えることができるということ伝えていくことが、一つは男女平等社会につながっていくのではないかと思います。ぜひとも計画の中に苦情処理を盛り込んでほしいので、もう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

(事務局)

一つ目の防災体制の整備について、今の市の状況も含めて回答させていただきますと、災害時の要支援者である外国人、高齢の方、障がいのある方、子ども、女性等への対策は、今の支援だけではなく更に支援をしていかなければならないと思っております。東北の震災も含めて支援体制をどうしていくかがクローズアップされており、和泉市としては国際の部分でも会議の中で関わっているので、その辺のことも含めて防災対策に関して言葉の整理をしながら中身を作っていくと考えております。

二つ目の苦情処理については、男女共同参画推進条例が出来た時に、概要版としてパンフレットを作成して広報を行っておりますが、まだまだ男女共同参画推進条例を知らない方もたくさんおられます。条例でしっかりうたっているからやらないというわけではなく、啓発をしながら市民の皆さんに知っていただくことが必要と考えておりますので、事業の中で取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

防災体制の整備については、「思いやる防災体制の整備」という文言についても検討していく、ということでしょうか。

(事務局)

中身につきましては、原課とも調整させていただきますが、言葉の表現も含めて検討していきたいと思えます。

(委員)

苦情処理については、計画に盛り込むという方向で検討していく、ということでしょうか。

(事務局)

検討してまいります。

(委員)

資料2-2の新しい体系図の施策31に「安心して相談できる相談体制の充実」が掲げてありますが、施策の方向「(14) 安心して相談できる相談体制の充実」も同じ文言なので意味がないのではないのでしょうか。施策の方向(14)にこれを書くのであれば、施策はもう少しブレイクダウンした具体的な文言に変えたほうが良いと思えます。

(事務局)

今のご意見について、検討いたします。

(委員)

資料2の質問30、「(14) 安心して相談できる相談体制の充実」にあらゆる人権の相談を含むのかという質問に対して、「含んでいる」という回答ですが、本当にいいのでしょうか。

(事務局)

資料5の最後の頁の91~93の事業の中でいろんな相談窓口について、原課とヒアリング等をしながらか協議していきたいと考えております。

(委員)

資料2-2の新計画の体系図のI-(6)「⑬男女共同参画にかかる資料等の充実」について、前回の会議でいろんな場面で男女共同の考え方を積極的に市民にPRしていこうという意見が出ていましたが、精査したということでお願いします。

先ほどのご意見の再々確認ですが、苦情窓口の充実としては、基本目標IV「人権が尊重される環境をつくる」に項目が一つ掲げられるという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

資料5の「(14) 安心して相談できる相談体制の充実」の事業95に「男女平等苦情処理制度」の周知を図ります」と書いているように、事業の中で挙げていきたいと思っております。また、「和泉市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進」で挙げるか、委託業者のノウハウも参考にしながら検討したいと考えております。

(委員)

次の臨時国会で総務省からこの問題についての改正法案が出てくると思う。前回は申し上げたPDC Aに関する法案だと聞いているので参考にさせていただきたいと思います。

それから、民主主義の一番重要なことは「言葉」であります。文化で一番重要なことも「言葉」であると思います。ところが、日本人、あるいは日本語というのは非常に曖昧で、国際的に比較するとよくわかります。しかも使う時にまた曖昧にしてしまいます。こういう傾向が非常に強いので、用語というものは正確に使う必要があると思います。これが民主主義の根幹であり、文化の根幹であります。

(議長)

他にご意見はございませんか。

無いようですので、これをもちまして、平成26年度第2回和泉市男女共同参画審議会を終了いたします。事務局につきましては、検討事案について、引き続き検討をお願いします。